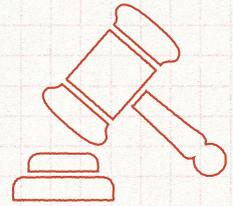


「裁判員になって考えよう (p.110 ~ 111)」

事件の詳細



① 事件名 「〇市マンション殺人事件」

② 事件の概要

〇年〇月〇日午後3時ころから午後9時ころまでの間に、〇市〇町〇番〇号所在のマンション〇号室の自宅において、Aさんがナイロン製のひもで頸部を締められて窒息死する事件が起きました。

Aさんは、夫のBさんと二人暮らしでした。

Bさんの両親のXさんとCさんは、そのマンションから車で30分程度のところに住んでいました。

検察官は、Xさんが犯人であるとして、Xさんを殺人罪で起訴しましたが、Xさんは、「自分は無実である。事件当日、〇号室に入ったこともない」と主張しています。

③ 証言・供述



〔Xさんの供述〕

「私がAさんと最後に会ったのは、事件の3週間くらい前です。私もAさんもたばこを吸います。私がいつも吸っているのはSという銘柄です。事件の1か月ほど前に、Aさんと屋外で会ったとき、一緒にたばこを吸ったのですが、Aさんが携帯灰皿をもっていなかったため、私の携帯灰皿を渡し、Aさんがそれを自宅にもち帰ったことがありました。その携帯灰皿には、私が吸ったたばこの吸い殻も入っていました。」



〔証人Cさん (Xさんの妻)〕

「Xは、事件前から、息子であるBの女性問題に悩むAの相談に乗っていましたが、AがXのアドバイスを聞かないことに腹を立てていました。また、Xは、Bの勤務日、出勤および帰宅時間を把握していました。事件当日、Xは、夕方に私の職場までむかえに来てくれることになっていましたが、午後6時ころ、急に『ごめん。むかえにいけません。また連絡しますね』とメールで連絡してきました。私から折り返しの連絡をしましたが、Xは携帯電話の電源を切っていたようで、連絡がつかせませんでした。その後、午後9時半ころになってXからメールがきました。Xは、いつもは携帯電話の電源を入れていて、私がメールを送ればすぐに返信をくれていました。私は、このようなXの行動から、Xが犯人ではないかと疑い、Xと一緒に暮らせないと思って、Aの通夜と葬儀が済んだ後に、家を出ました。なお、Aの通夜と葬儀にはXも参列し、Bと会話を交わしたり、一緒にコンビニエンスストアに買い物に行ったりしていました。」



〔証人Bさん (Aさんの夫、Xさんの息子)〕

「事件当日、私は午後10時ころ帰宅し、Aが殺されているのを発見しました。私もAもたばこを吸います。以前、Aが吸っていたたばこの銘柄はUというものでしたが、事件の3日前に、Tに変えました。」



〔証人Dさん (Aさんの友人)〕

「Aさんがたばこを吸っているところはあまり見たことがありません。また、Aさんは、普段、携帯灰皿を使う習慣はありませんでした。」



〔証人Eさん (近所のバッティングセンターの客)〕

「私は、事件当日、本件マンションの近くのバッティングセンターで遊んでいたのですが、当日の午後3時~午後3時30分ころ、そのバッティングセンターですれ違った男の人からにらまれました。私は、Xさんとは面識はありませんが、事件後、警察官からXさんの写真を見せられて、その男の人とよく似ていると思いました。」



〔証人Fさん (近所の住民)〕

「私は、事件当日の午後4時ころ、5時ころ、8時ころの3回、Xさんの乗用車に似た白の乗用車が本件マンション近くに駐車しているのを目撃しました。車のナンバーは確認していません。」



〔鑑定人Gさん〕

「Xさんが事件当日に履いていた靴の中に付着していた犬の毛の鑑定は、ミトコンドリアDNA型により行いました。人の場合、同じDNA型をもつ人がほぼいない一方、犬の場合、この鑑定方法による同じDNA型の出現率は8.7% (血縁関係の認められない犬を対象とした場合)です。ただし、この出現率は学会で承認を得たものではありません。」

④ 書証 (証拠書類)

ア 警察官作成のXさんの供述調書

Xは、AとBが事件直前にたばこの銘柄を変えたことを知っていたということが記載されている。

イ 鑑定調書

Aの首に巻かれていた犬用のリード付胴輪、Aの着衣に付着していた皮膚片についてDNA型鑑定を行ったところ、それらからXのDNA型と一致するDNAは検出されなかったということが記載されている。



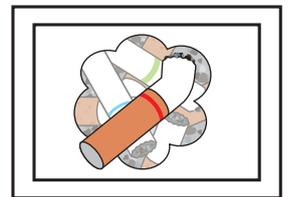
⑤ 物証

ア たばこの吸い殻

事件直後の現場検証の際に、マンションの避難階段の踊り場のスタンド灰皿からたばこ40本の吸い殻が発見された。そのうちの1本がS銘柄であり、この吸い殻に付着していた唾液中の細胞についてDNA型鑑定を行ったところ、これがXさんのDNAと一致した。

灰皿から発見されたたばこの吸い殻40本は、いずれも全体的に茶色く変色していた。

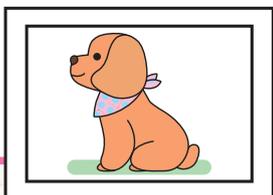
灰皿の中から、Aが吸っていた銘柄であるTの吸い殻も発見されたが、DNA型鑑定は実施されていない。



イ 犬の毛

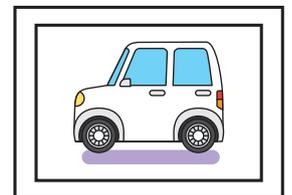
AB夫婦は、マンション室内で犬を飼っていた。

Xさんが事件当日履いていた靴の中に犬の毛が付着していたので、DNA型鑑定を行ったところ、犬のDNAと一致した。



ウ 乗用車

Xさんは、事件当日、乗用車に乗って外出していた。乗用車は、ファミリーカーで、色は白である。



エ Xさんの左上腕部のあざ

事件当日以後、Xさんの左上腕部には指でつかまれたようなあざがあった。